

Ⅲ 違反事例

事例	1
----	---

「茶そば」に関する違反事例

名称又は分類	茶そば		
形態	紙製箱入り		
違反条項	食品衛生法第 11 条第 2 項		
発見機関	葛飾区		
調査担当機関	相模原市	検査機関	健康安全研究センター
検査結果	食用黄色 4 号、食用黄色 5 号、食用青色 1 号、食用赤色 102 号検出		
行政措置	回収及び販売禁止命令		

違反の概要

1 違反発見の経緯

平成 17 年 4 月 13 日に自宅で知人からもらった茶そばを開封し茹でたところ、茹で汁の色が明るい緑色で、通常の茶そばの茹で汁の色とは異なっている旨の苦情が葛飾区保健所へよせられた。

当該品の外箱には添加物表示はなく、同封されていたしおりにも抹茶を使用しており着色料の使用はない旨の記載があった。

葛飾区検査室で合成着色料の検査を行ったところ、食用黄色 4 号、黄色 5 号、青色 1 号及び赤色 102 号を検出したため、東京都健康安全研究センターにて確認試験を実施したところ同じく合成着色料の検出があったため、製造者を所管する相模原市へ違反通報した。

2 調査経過及び措置

相模原市の食品衛生監視員が平成 17 年 4 月 26 日に製造所の調査を行ったところ、製造所から当該着色料を発見し、5 年前から茶そばへ合成着色料を添加していた旨の申し出があった。

このため、相模原市は平成 17 年 4 月 27 日食品衛生法第 11 条 2 項違反として違反品の回収及び販売の禁止を命令した。また製造ラインの汚染により着色料の混入している可能性のあるそば類についても対応するよう指導したところ、製造者が製造した麺類をすべて自主回収する旨の申し出があった。

自主回収品も含めて約 485 k g の回収があり平成 17 年 7 月 19 日全量廃棄した。

3 違反発生の原因及び対策

製造者は販売先からの茶そばの色合いをよくして欲しいとの要望に応えるため約 5 年前から合成着色料を使用していた。使用した着色料の容器には食品用添加物との記載があったため、茶そばに使用してよいものと考え使用したとのことである。

平成 17 年 4 月 27 日、製造者が着色料を添加せず製造したという茶そばを相模原市が収去し検査したところ、着色料（黄色 5 号及び青色 1 号）が検出されたため、製造器具の徹底的な洗浄及び茶そばの製造自粛を指導した。

平成 17 年 5 月 6 日、再度茶そばを収去検査したところ、着色料は検出されなかった。

4 監視のポイント

消費者の苦情から発覚した事例である。苦情処理に当たっては違反の可能性も視野に入れ慎重に対応するべきである。

事例 2

「香瓜子」他に関する違反事例

名称又は分類	香瓜子（ひまわりの種加工品） （他類似製品「香瓜子」、「向日葵の種」）
形態	合成樹脂製袋入り
違反条項	食品衛生法第 10 条、同 19 条 2 項
関係機関	大田区、豊島区、江東区、目黒区

違反の概要

1 違反発見の経緯及び概要

平成 18 年 3 月 14 日、大田区保健所に、「A 食品蒲田店で香瓜子を購入したところ、邦文表示がなく、天草、甜蜜素等の記載はあるが、これらはサイクラミン酸、サッカリン等の成分と思われるので不安である」旨の苦情が、品物同封の上、匿名で寄せられた。

同年 3 月 20 日、大田区は A 食品蒲田店に立ち入り、当該品（ロット違い）を収去し、健康安全研究センターで検査したところサイクラミン酸が検出された。

また、大田区が、A 食品の本店である池袋店を管轄する豊島区に連絡したところ、豊島区にも同様の苦情が寄せられていたことが分かった。

そこで、東京都が都内外へ情報提供したところ、同様の苦情は都内では B 物産（江東区）、都外では横浜市、川崎市に送付されていたことが判明した。

2 調査経過及び措置

(1) A 食品系列店舗に関する調査

- ① A 食品の系列店舗を管轄する保健所に対し同様苦情及び当該品の取扱いの有無について調査を依頼したところ、同様の苦情はなく、また、系列店舗での取扱いはないことが確認された。
- ② 大田区は、苦情受理後、蒲田店に立ち入り、「香瓜子 160g 入り A1: 2006.02.05.59」を収去するとともに、邦文表示のなかった類似品について販売を中止させた。収去品を健康安全研究センターで検査したところ、サイクラミン酸が 3.6g/kg 検出された。仕入先を特定することはできなかったが、後日、類似品を含めすべての製品を本店である池袋店へ回収させた。
- ③ 豊島区では、苦情受理後、A 食品池袋店（本店）に立ち入り、「香瓜子 160g 入り A1:2006.02.05.07（邦文表示なし）」、「香瓜子 308g 入り A3:2006.02.05.07（邦文表示なし）」、「向日葵の種 160g 入り」の 3 検体を収去し、健康安全研究センターで検査したところ、香瓜子 2 検体からサッカリン、アセスルファミン K、サイクラミン酸が検出された。

これら2検体について流通経路を調査したところ、伝票上はC食品（他社、大田区）から仕入れたことになっていたが、大田区の調査では当該住所にC食品は存在せず、輸入者を特定することはできなかった。

そのため、豊島区は、返品された蒲田店の製品及び池袋店の残品について、サイクラミン酸が検出されたロットについては食品衛生法第10条違反として処分し、その他の製品についてはA食品が5月16日に任意廃棄した。

（2）B物産に関する調査

江東区は、苦情受理後、B物産に立ち入り、「香瓜子 308g 入り A1:2006.02.05.50（邦文表示なし）」及び「香瓜子」を収去し、検査したところ、サッカリン、アセスルファムK、サイクラミン酸が検出された。

流通経路を調査した結果、これらの製品はB物産が中国から直接仕入れていたことが判明し、江東区は食品衛生法第10条違反として販売禁止の行政処分を行った。

また、輸入者の表示のあった「香瓜子」から、表示にないアセスルファムKを検出したため、輸入者を所管する横浜市へ調査を依頼したところ、実際の輸入者は目黒区内の業者であることが分かった。

目黒区が当該輸入者を調査したところ、販売先においても残品はなかったが、食品衛生法第19条2項違反として適正表示を指導した。

3 違反発生の原因及び対策

A食品系列店で発見された製品については輸入者を特定することができず、発生原因についても究明することはできなかった。

一方、豊島区は、A食品本社に対し、商品を仕入れる際には、邦文表示が適正であること、特に、中国語による表示、添加物については十分確認すること、また、素性のはっきりしない業者からは商品を仕入れないように指導した。

また、江東区の調査では、B物産が扱っていた商品は中国国内の親類から直接店舗に送付されたものであり、B物産自身も邦文表示を行っていなかったことが判明した。輸入者表示があった「香瓜子」についても、表示上の輸入者と実際の輸入者は異なっており、輸入届出制度（食品衛生法第27条）を理解していなかったことが原因であった。そのため、江東区は、B物産に対し、食品を輸入する場合は食品衛生法に基づく手続きを行ない、販売に際しては邦文表示を適正に行なうよう指導した。

4 監視のポイント

A食品、B物産ともに日本語を話せる店員が少なく、各区とも調査は難航した。外国人営業者に対し、国内で販売する製品については、外国人向けに扱う製品であっても食品衛生法を遵守するよう指導していく必要がある。

また、本件は、当初、単独の苦情として管轄自治体が調査に当たっていたが、その後3区2県に及ぶ事例であることが判明した。広域流通食品の違反処理では、自治体間の連携、迅速かつ正確な情報交換が重要である。

無断転載を禁ず

平成 17 年度 食品衛生関係違反処理集計表

平成 19 年 3 月発行

登録番号 18(401)

編集・発行 東京都福祉保健局健康安全室食品監視課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5321-1111 内線 34-371
ダイヤルイン 03-5320-4404

印刷 よしみ工産株式会社
東京都文京区小石川2丁目5番7号
電話 03-5802-5601